

議案第 66 号

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を
廃止する条例の制定について

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止
する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を
廃止する条例

川崎市立看護短期大学条例（平成 6 年川崎市条例第 35 号）及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例（平成 7 年川崎市条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市立看護短期大学条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例による廃止前の川崎市立看護短期大学条例第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条並びに第 6 条（これらの規定のうち証明書交付手数料に係る部分に限る。）並びに別表の 2 証明書交付手数料の表の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例による廃止前の川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例（次項にお

いて「旧条例」という。)の規定により奨学金の貸付けを受けた者に係る異動の届出については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前に行われた旧条例の規定による奨学金の貸付けに係る償還、償還の猶予、償還の免除及び延滞利息については、なお従前の例による。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第19条第5項及び別表第4の2備考中「及び看護短期大学」を削る。

(川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 6 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 7 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 8 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

(川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 9 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成2年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止するため、この条例を制定するものである。